

資料提供
滋賀労働局発表 令和6年11月14日

担当	滋賀労働局労働基準部	
	健康安全課長	栢谷佳幸
	地方産業安全専門官	小山哲平
	電話：077-522-6650	



建設業における死亡労働災害が多発！！
滋賀労働局長から関係団体への緊急要請を実施します。

滋賀県内の建設業における死亡労働災害が多発しており、10月末時点で既に昨年の3人を上回る4人の方が労働災害により亡くなっています。

このような現状を受け、滋賀労働局（局長 多和田 治彦）は、建設業の関係団体あてに、これ以上の死亡災害の発生を防止するための、緊急の要請を行います。

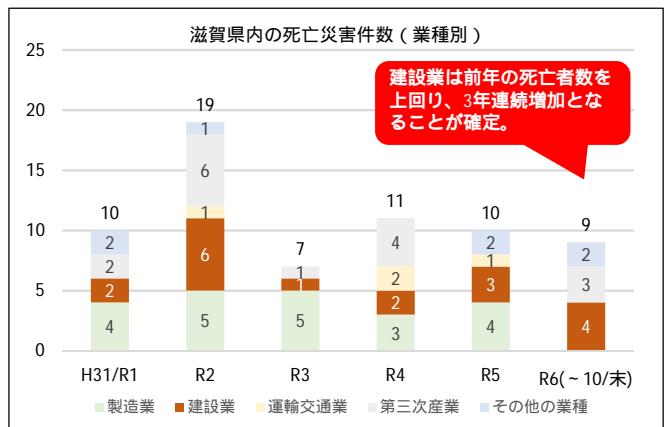
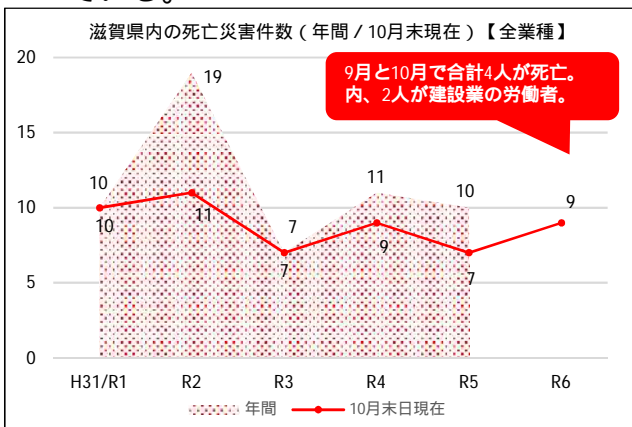
ポイント



厚生労働省
キャラクター
たしかめたん

1 県内の労働災害による死亡者数（本年10月末現在）

- 全産業では9人で、前年同期から2人増加。
- 建設業では4人で、前年の3人を上回るとともに3年連続の増加が確定。
- 建設業における死亡災害の原因としては、「墜落・転落災害」、「建設機械・クレーン災害」及び「崩壊・倒壊災害」のいわゆる**建設業の三大災害**がそれぞれ1件ずつ発生している。



2 滋賀労働局長による緊急要請文書の交付

一般社団法人滋賀県建設業協会に対しては、労働局長から直接要請文書を交付します。（その他の関係団体に対しては、郵送等により要請文書を送付します。）

実施日時 令和6年11月20日（水）11時00分～

場所 滋賀労働局 局長室

（大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎4階）

要請内容 建設業における死亡災害の防止のための以下の取り組み
経営トップ等による建設業の三大災害の防止措置状況の総点検
基本的な安全対策や労働者間の意思疎通の徹底の確実な把握

是非、当日の取材をお願いします。

取材を希望される場合は、必ず**11月19日（火）午後4時まで**に上記担当あてにご連絡をお願いします。

事前連絡がない場合は当日の取材をお断りする場合があります。